

定 款

ハンワホームズ株式会社

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、ハンワホームズ株式会社と称し、英文では Hanwa Home's Co.,Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 物置、カーポート、門扉、ベランダ等の住宅付属設備機器の販売及び工事施工
2. 土木建築用資材、室内装飾品、什器備品及び厨房器具の販売
3. 建築物、工作物、構築物の請負工事における設計及び施工
4. ガーデン、エクステリア用品、資材の販売、卸売、輸出入、設置、組立及び商品開発
5. 住宅の建替え及びリフォーム
6. 門、塀、外溝工事の設計、施工
7. エクステリア工事業
8. 土木工事業
9. とび・土工工事業
10. 石工事業
11. 鋼構造物工事業
12. 舗装工事業
13. しゅんせつ工事業
14. 水道施設工事業
15. 建築工事業
16. 造園工事業
17. 大工工事業
18. 左官工事業
19. 屋根工事業
20. タイル・れんが・ブロック工事業
21. 鉄筋工事業
22. 板金工事業
23. ガラス工事業
24. 塗装工事業
25. 防水工事業
26. 内装仕上工事業

- 27. 熱絶縁工事業
- 28. 建具工事業
- 29. 建築、土木工事の設計、積算、監理、及び測量
- 30. 建築、土木に関する事業のコンサルタント業
- 31. 一般廃棄物、産業廃棄物の収集、運搬、処理業
- 32. 展示会、販売会その他イベントの企画、開催及び運営
- 33. インターネット上及び実店舗におけるインテリア商品、エクステリア商品その他生活関連商品の販売及び卸売
- 34. グランピング施設、バーベキュー施設等レジャー施設の経営及び管理
- 35. 屋外家具、屋内家具、ガーデン、エクステリア用品、資材のレンタル業
- 36. ホームページ制作・企画立案及び管理
- 37. システム、ソフトウェアの企画、開発、設計、販売、使用許諾、保守、管理及びこれらの代理業
- 38. 前記各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪府泉南市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、800万株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(基準日)

- 第10条 当会社は、毎年2月20日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

(株式取扱規程)

第11条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会の決議又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役は、10名以内とする。

2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は5名以内とする。

(取締役の選任方法)

第19条 取締役は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

4 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。

3 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法

令の限度内において免除することができる。

- 2 当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、その取締役の会社法第423条第1項の責任について、同法第425条第1項に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。

第5章 監査等委員会

（監査等委員会の招集通知）

第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員全員の同意があるときは、前項の招集手続きを経ることなく、監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会の決議方法）

第32条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

（監査等委員会の議事録）

第33条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

（監査等委員会規程）

第34条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

（会計監査人の選任方法）

第35条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかった場合には、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第38条 当社の事業年度は、毎年2月21日から翌年2月20日までとする。

(剰余金の配当等)

第39条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第40条 当社の期末配当の基準日は、毎年2月20日とする。

- 2 当社の中間配当の基準日は、毎年8月20日とする。

- 3 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

- 2 未払の配当金には利息をつけない。

この定款の写しは、原本と同一であることを証明する。

2025 年 7 月 1 日

大阪府泉南市幡代 3 丁目 838 番地の 1

ハンワホームズ株式会社

代表取締役社長 鶴 厚志